

第3回府中市図書館協議会 会議録

日時：令和元年7月26日（火）午後2時00分～午後4時10分

場所：府中駅北第二庁舎5階会議室

出席：

[委員]

川口 克巳委員、栗原 浩英委員、齊藤 誠一委員、島田 文江委員、
清水 はるな委員、茅原 幸子委員、森田 裕子委員、横山 岳委員、鷲尾 仁委員

[事務局]

五味田文化スポーツ部長、酒井図書館長、平野図書館長補佐、田邊サービス係長、
金崎事務職員、大木事務職員、蓬田事務職員、小野寺事務職員

[株式会社日本経済研究所]

藤井氏、加茂氏

欠席：岩久保 早苗委員

議事

1 開会

2 報告事項

第2回府中市図書館協議会会議録について

3 審議事項

(1) 中央図書館の運営手法に関する評価について

(2) 中央図書館・地区図書館に関する分析と課題

(3) 市立図書館に係る年度経費比較について

4 その他

(1) 次回開催について

資料

資料1 第2回府中市図書館協議会会議録（案）

資料2 中央図書館の運営手法に関する評価について

資料3 (その1) 中央図書館・地区図書館に関する分析と課題

(その2) 市立図書館と学校図書館の連携状況について

資料4 市立図書館に係る年度経費比較一覧（工事費除く）

参考資料

参考1：学習室の利用に関する資料

参考2：各館の年齢別貸出冊数・貸出回数に関する資料

補助資料

公立図書館の指定管理者制度について（日本図書館協会の見解）
指定管理者制度について（片山総務大臣閣議後記者会見の概要）
各手法を導入した場合のメリット・デメリット
第4期府中市子ども読書活動推進計画

会議録

1. 開会

【会長】

ただ今から、令和元年度第3回府中市図書館協議会を開催いたします。
まずは出席状況の確認を事務局からお願いします。

【事務局】

本日の出席状況ですが、岩久保委員より欠席、茅原委員からは、少し遅れると
のご連絡をいただいております。定数10名中9名出席となり、過半数を超えて
おりますので、本協議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

【会長】

続いて、傍聴者について、事務局からお願いします。

【事務局】

傍聴者につきましてご報告いたします。7月11日付広報ふちゅうおよびHP
で傍聴希望者のお知らせをいたしましたところ、3名の傍聴希望者がございます。

【会長】

事務局からの報告のとおり、3名の傍聴希望者がいらっしゃるということですが、
委員の皆様にお諮りします。傍聴希望者に対し、傍聴を許可してよろしいでしょ
うか。

（異議なしの声）

では、異議なしとのことですので、傍聴希望の方の入場を許可いたします。

（傍聴者入場）

では続いて、本日の配布資料について、事務局より確認をお願いします。

【事務局】

本日の配布資料についてですが、事前に郵送しております資料が9点、本日机

上に置いてございます資料は2点、差替えの資料が1点となっております。

(配布資料確認)

傍聴の方に申し上げます。資料1の第2回の会議録につきましては、今後公表する資料となること、また、補助資料については、前回ご要望のありました審議の補助資料とさせていただいており、配布しておりませんのでご承知おきください。

2. 報告事項

【会長】

続いて、府中市図書館協議会次第(以下、「次第」と言う。)2の報告事項に移ります。前回議事録の確認です。6月25日に開催しました第2回府中市図書館協議会会議録(案)については、事前に事務局から郵送させていただいております。各委員にはご確認の上、修正等の連絡を入れていただいたものを事務局で修正しております。本日、机上には修正版がありますが、この場でさらに何か修正すべき点や、お気付きの点があれば、意見をお願いします。

(特になし。)

よろしければ、この内容をもって委員名を抜いた形で「第2回府中市図書館協議会議事録(案)」を確定版とし公表いたします。

3. 審議事項

【会長】

では審議事項に移ります。

「(1)中央図書館の運営手法に関する評価について」と「(2)中央図書館・地区図書館に関する分析と課題について」の説明はまとめての方がよろしいかと思いますので、事務局、お願いします。

(事務局から説明)

【会長】

ありがとうございました。資料2、資料3をご説明いただきました。資料2について、皆さまからご質問、ご意見など、何かお気付きの点はございますか。

【委員】

今回の資料は、少し抽象的で難しく、分かりにくいところが多かったです。まず、運営手法に関する評価というのは、誰が誰に対して、どのようにしたの

かというところがよく分かりません。図書館が図書館に対しての評価をしてきたということですか。

【会長】

誰の評価かということですか。

【委員】

自己評価なのか、ということをお聞きしたいのと、市の図書館側が評価したとしたら、委託業者の図書流通センターとは会議などで相互のすり合わせはどれぐらいの頻度でどのような形で行われているのでしょうか。このような内容が私たち委員だけではなくて、委託業者や窓口でフィードバックされているのでしょうか。

【事務局】

評価につきましては自己評価でございます。市側から見たPFI事業についての評価と、直営部分で行っている部分の自己評価という形で評価をさせていただいております。評価内容のすり合わせについては、月に1回、モニタリングという形で事業評価をしております。問題や課題が出た場合に、解決に向けた話合いや、市から指摘事項を提示し、事業者が検討、改善を行うようにしております。窓口での市民に対してのフィードバックということでは、即座にできることは行っているという状況でございます。

【会長】

PFI方式をとっている図書館の例がいくつかあがっています。府中市の図書館はほかの図書館と違い、根幹部分の業務を市が請け負っていると思います。ここは譲れないのだ、という部分を市が担っているところが、府中市のPFIの特徴なのではないかと思われました。特に図書選定、ほかの図書館との連携である相互貸借、レファレンス業務、児童サービス、高齢者・障害者サービスも市が直営でやっています。それ以外の部分を委託業者がやっているということが特徴的だと思われました。

【会長】

資料2の6ページのVFM(Value for Moneyの略称。従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合)のところも長期的な視点で見ているので、効果が上がってきていると思います。府中市の場合は図書費が15年間確定されているので、とてもうらやましく思います。

【委員】

予算そのものは年単位ですが、来年、再来年の予算も確定しているというのは、

どういう方法で決定しているのか、特に、議会との兼ね合いはどのようになっているのでしょうか。

【事務局】

図書費も含めて、このPFI事業で行っている運営経費については、15年間の契約になっております。経費については、債務負担という形で最初に一括して持っております。

【会長】

15年間の計画ですから、毎年十分な定額が図書費に充てられます。

【委員】

普通の公の施設であれば、使用料が収入の中心になるかと思うのですが、図書館の場合は、使用料や手数料がほとんどないわけです。この場合、委託事業者の収入は、市から配分されるものしか想定できないと思いますが、その配分の仕方や具体的に何の経費の何パーセントか、などについてお聞きしたい。

【事務局】

府中市のSPC（Special-Purpose Companyの略称。特別目的会社）では4つの企業が入っております。建物の建設の関係で代表会社は大林組となっております。総合的な統括をしているのは大林組ですが、各業務については分けています。年間を通しての建物の清掃、維持管理は、京王設備です。図書館の運営部分は、図書館流通センターがやっております。もう1社については、建物の設計をした設計会社が入っております。施設に何か大きなことが起きたときに対応してもらいます。経費配分が何パーセントかというのは、お答えが難しいところではあるのですが、やはり図書館にかかる運営については、図書館を運営するに当たっての図書館流通センターの人員費が大きくなります。また、図書館システムの管理を行っている関連企業への、機材のリース代などが含まれております。さらに、建物の設備の定期的なメンテナンス、設備の更新、警備、清掃などもPFI事業に含まれる経費でございます。このような内訳になっております。

【委員】

要は、それぞれ会社によって違いはあるが、それぞれの人員費を含めた経費を予測して、あらかじめ契約として決めているということですね。

【会長】

突発的な修理の対応も、この契約の中に入っているのでしょうか。

【事務局】

要求水準にあります修繕の範囲であれば、P F Iの方で請け負うということになっておりますが、法改正があった場合や契約書に書かれていないようなことがあった場合は、市の方で別途対応することになります。

【委員】

参考1の学習室の利用に関する資料について、学習室の利用状況の記載が平成29年度と平成30年度だけなのですが、学習室の利用というのはいつから始めたのでしょうか。

【事務局】

平成19年にルミエール府中ができたときからです。それより前は、ほかの場所にございました。

【委員】

最近の状況だけ見ても、利用開始当初からどんどん増えているのかどうか分からないのです。貸出冊数は減っているが、学習室の利用は増えている。利用者の方がどのように使用しているかというところで、随分変わる資料になるのではないかと思います。

【事務局】

平成19年の学習室は、市外の方も使用できるよう運用しておりまして、とても混雑をしており、市内の方が使用できないという苦情が寄せられたこともありました。翌年4月1日から、市内の方限定（在住・在勤・在学）と変更いたしましたので、開館当初は今よりはるかに需要があったと思います。

【委員】

学習室を使いたいという需要が出てくるわけですね。現在は市内の方だけの使用に変更になっていますが、数字としてとっておいたほうがいいと思います。

【会長】

変更したときからの経年変化というのは、数字としては出ますか。

【事務局】

次回、お示しできればと思います。

【委員】

図書館のあり方というのが、随分こういうことでわかる気がするのです。学習室などを増やしたり減らしたりする場合、誰が考えていくのですか。

【事務局】

物理的に部屋の大きさに限りがございますので、空いているスペースがあるのであれば、机を増やすことも可能だと思います。現状は、5階の学習室に空いているスペースがございますので、どうしても増やすということであれば、延べ床面積、容積率の関係を確認した上で、大きな改修を行っていくということになります。

【会長】

府中市の場合は、昔から学習室を必ず設置していて、私も中学生のときには大使わせていただき、ありがたかったです。

【委員】

私の息子もすごく利用しています。今の子は、自宅に部屋があってもあまり勉強しなくて、予備校に行くなら自習室があるところを選んだりしています。うちは勉強部屋代わりに使っていて、受験期には私がお弁当を届けたぐらい効果的に利用していました。今、別の場所に下宿しているのですが、帰ってきて勉強するというと、やっぱり図書館に行きますね。本当に綺麗ですし、パソコンも使えるし、やっぱり快適です。学習センターはスペースがブースみたいになっていますし、府中市の図書館の居心地の良さは本当に素晴らしいと思います。

【会長】

1970、80年代ぐらいは、学習室は図書館の機能ではない、という考えで学習室を設置しない図書館が多かったですね。図書館をつくるようになって、学習室はつukらない、というところが多かったのですが、府中市はずっと学習室をきちんと設けてきた図書館です。学習室に来た子が図書館を利用することもあると思います。

【委員】

しかも夜10時までやっています。10時まで勉強できるというのはすごくありがたかったです。

【事務局】

利用者の人数ですが、平成24年まで遡りまして、現状と同じ8万人から9万人です。ただ、平成27年、28年は10万人を超えている時期もございました。ですから9万人前後から9万人弱ぐらいが平均の利用者ということです。

【委員】

PFIというと、みんな同じ方式かと思っていたのですが、随分違いがあるということが分かりました。府中市の場合は府中方式をアピールされたほうがいい

のではないかという気がします。他市では図書の選定についても委託しているところもありますが、最終的な選定図書購入の可否というのを市の方が権限を持っている。値段的にはこれは買えないということなのか、あるいはタイトルがふさわしくない、こういうものはふさわしくないという拒否権があるのか。そのあたりはどのようになっているのかお聞きしたい。

【事務局】

他市のことなので、明確なことは言えないのですが、府中市の場合は選定基準というのがあり、それに基づいて購入しています。他市も同じような選定基準があると思います。

【委員】

地区図書館は地区図書館独自の選定の基準なのですか。

【事務局】

中央図書館と同じ選定基準ですが、実際に棚を見ている職員が、どういうものが好まれるか、求められるかというのを考えながら、地区図書館の特色を出す選定をしていると考えております。

【会長】

選定図書の購入の可否というところで言うと、府中市は現場を知っている職員が選書をしています。他市では現場に出てない職員が選書に関しての可否を判断しているということもあります。府中市の場合には、市が責任を取る形での選書が行われているのだらうと思います。

【委員】

話が戻りますが、学習室の利用についてです。利用する際の受付方法はどのようにしていますか。例えば帳面か何かに付けるのか、あるいは入室の許可を取るのか。どのようにして人数を把握しているのでしょうか。

【事務局】

5階事務室のカウンターにタッチパネルがございます。そこに学習室の中の机の配置が番号になって表示されますので、空いているところをとるという形で利用していただいております。

【会長】

パソコン席もありましたね。

【委員】

学習室についてですが、混雑のため、使えなくて困っている学生がとても多いです。今回は図書館の運営に関する話なので、学習室の規模を増やすことについては、会議の中では決めることはできないのでしょうか。

【会長】

今回に関して言うと、運営に関しての諮問を受けておりますので、それが中心になりますが、協議会自体としてはまだ続いていきますので、今後の協議会の中では、サービスに関しての要求などの話は多分出てくると思います。増やすということが運営にもかかわってくるのであれば、答申の中に入れるというのは可能かと思えます。

【委員】

いくつか地区図書館を見させていただいたのですが、紅葉丘や押立は子ども用の椅子があり、各館で館内のつくりが大分違うなと思ひびっくりしました。私は白糸台の地区図書館しか利用したことがなかったです。白糸台は、大人も座れる席が若干あるという状況でしたが、紅葉丘と押立には子ども用の小さい椅子がありました。見に行った日にちや時間の関係もあるかもしれないですが、子どもたちが、にぎやかな感じで出たり入ったりしている感じでした。是政は書架とは別に読書室のような部屋が1室設置されていて、四角い大きなテーブルがあり、静かに勉強する用途には使えそうでした。そういう地区図書館の個性というのは誰がどのように出しているのでしょうか。逆に、市として、この基準は守ってくださいという部分はあるのでしょうか。地区図書館は似ているようで違うのでお聞きしたいです。

【会長】

地区図書館は直営で、市が責任を持ってやっているということなので、事務局の方、いかがでしょうか。

【事務局】

各文化センターは、かなり前からございます。数年ごとに、徐々に増えてきましたので、それぞれのできた時期、場所、地域の住民数などを勘案して、今の文化センターそのものの形ができていると思います。各文化センターは複合施設として、公民館、老人福祉館、児童館、図書館、大広間、お風呂などを配置しています。配置された地区図書館のスペースの中で、読書室、書棚の配置などを考えて、現在の形になっているのが各地区図書館の現状だと考えております。

土地柄といたしますか、その地域にあった本を選定しているということもあります。また、特集棚では、地区図書館独自で本の紹介をしており、各館の特色が出る運営をしています。

【委員】

部屋のレイアウトなども含めて、地区図書館の嘱託職員に権限が与えられているというのが今の運営の形なのですか。

【事務局】

最終的な権限は館長になりますが、利用者の方の要望をもとに変更したこともございます。最近では、住吉図書館がカウンターの位置を変更し、利用者のスペースを広めたという事例もございます。

【会長】

基本は、地区図書館の嘱託職員がそれぞれ細かいところを、変えたりしているということですか。

【事務局】

変更の要望があれば、地区図書館の現状を実際に確認して、修繕を行うかどうか判断します。各地区図書館は施設内の形が違いますので、防犯上なるべく死角ができないように考えて、館の配置を決めているのが現状だと思います。

【会長】

地区図書館の職員と中央図書館の職員が月に1回ぐらい集まるなど、情報交換する場というものはあるのですか。

【事務局】

月に1回、地区館会議を開催しておりまして、そこでいろいろな情報交換が行われています。緊急の場合は直接連絡をいただいて、対応しております。

【委員】

疑問に思っていたことはよく分かりました。各地区図書館がいろいろな個性を持って、良くなっていくといいなと思いました。どの地区図書館館も、子どもの場所があった方がいいのではないかと若干思いました。是政の読書室は成人にしたらうらやましい場所ですね。別室で本を読むだけのスペースという感じですが、勉強はできる感じですね。

【会長】

地区図書館のあり方やレイアウトなどについても、今後の協議会の中で議論してもいいですね。

【委員】

資料3（その1）についてですが、おもしろいなという意味で、本当にたくさ

んの線を引いたのです。よく調べてあると思います。1ページの視聴覚ブースの利用が年間約1万件というところがすばらしいと思いました。運営状況のところに「インセンティブ付与のため」と記載がありますが、よく分からないので説明をお願いします。

【事務局】

インセンティブとは、数字のある目標に対して、目標達成できた場合に、事業者に対価を支払う方法です。これだけの来館者、これだけの貸出冊数を達成する、というものであると考えております。開館以降、この目標が達成されたことはございません。

モニタリングに関しては、PFI導入時に、要求水準を詳細に作成しております。例えば、カウンターで何分以上待たせないなど、細かい取決めがたくさんございます。これらがきちんとできているのかを、月に1回モニタリングを行って確認しています。

上記について

第4回府中市図書館協議会にて、答弁内容の訂正について報告し、了承されたため、次のとおり、訂正し記載します。

インセンティブとは、数字のある目標に対して、目標達成できた場合に、事業者に対価を支払う方法です。これだけの来館者、これだけの貸出冊数を達成する、というものであると考えております。開館より4年間はこの目標が達成され対価を支払っていましたが、近年は目標に到達していません。

モニタリングに関しては、PFI導入時に、要求水準を詳細に作成しております。例えば、カウンターで何分以上待たせないなど、細かい取り決めがたくさんございます。これらがきちんとできているのかを、月に1回モニタリングを行って確認しています。

【委員】

誰かが見ている、調査するのですか。

【事務局】

午前9時から午後7時の間は、私共もカウンターに出ております。その際に、3階や4階のカウンターで、事業者の対応を見て、スムーズに案内ができていかなどを確認しています。

【会長】

運営状況の分析に「市から業務遂行に関する同様の指摘が繰り返し指摘される場合がある」というのは、具体的にどういうことか、例があればご説明いただけ

ますか。

【事務局】

例えば、イベント等のPRが不足している件について、指摘をさせていただいたことがあります。期間を置いてしまうと、また再度こちらの方から指摘をさせていただくことがあります。

【委員】

学校図書館についてですが、とにかく驚いたのが資料3(その2)のアンケート調査です。これを見ると、府中市の小・中学生がとても模範的で、とても読書好きということですが、これは、全く想定外でした。どうしてこうなのかと思ったら、行政側がいろいろやっているからという答えが出ているわけです。それが10ページの一覧表です。これは、とにかくすごいです。何十年も前ですが、僕らの子どものころを思い起こすと、ここに書かれているようなことは、何もなかったです。けれども、もともと本が好きなのに本をそんなには買えませんから、自ずと誰から何も言われなくても、学校の図書室へ行って、本を読み漁りました。今はこんなに、行政がありとあらゆることをやっていて、職場体験までやっている。驚きです。ところで、冒頭に出てくる、「学級セットを42種類用意して」というのはどのようなものですか。

【事務局】

学級貸出セットをつくっております。小学生の低学年、中学年、高学年、また中学生向けというセットをつくっております。具体的に申し上げますと、小学生の低学年であれば、絵本セットや物語セット、中学年には、昔の暮らし、伝統工芸、手話などのセットをつくっています。高学年になると、日光に旅行しますので、日光についてのセットを貸し出ししております。また、中学生になりますと、国際理解、修学旅行に関係して京都・奈良の資料など、幅広い話線で考えると、戦争・平和といったセットもあります。必要に応じてセットをつくって、パッケージにして学校に貸し出しをしています。オリンピック・パラリンピックのセットもございます。

【委員】

すごいですね。

【会長】

資料3(その1)の利用状況なのですが、貸出冊数というのは、いい指標にはなるのですが、それだけで評価するべきではないと思っています。やはり今、場としての図書館ということが言われてきています。朝から図書館に来て、ずっと本を読んでいるご年輩の方もいらっしゃいます。場が持つ力みたいなものがあつ

て、中央図書館はいい空間になっているのではないかと思いました。それから運営状況のところですが、市の職員の司書資格者の割合ですね。この割合が落ちてきているというのは、こういう仕事に携わっている者としては納得がいかないと思っております。特に直営部分を残して業務を運営している図書館としては、やはりきちんと地域がわかる司書を配置し、育てていくことが必要なのだろうと思います。2ページの、事業者の司書資格者は50パーセント以上を要求水準にしていると書かれているので、維持をしているのだろうと思いますが、長期にわたり図書館で働ける人が、事業者の中には少なかったり、人が代わっていくのではないのでしょうか。

【委員】

資料2の7ページの最下段のまとめのところに「PFI事業者が業務を分担することで、図書館で行う講演会等のイベント企画が増えたこと、おはなし会や対面朗読、宅配サービスなどの市民ボランティアの方との協働で様々なサービスを実施できている」と評価をされています。私はルミエール府中ができたときから、ここで音訳サークルの活動を始めました。それ以前のことを知らないのですが、おそらく、以前と比べると対面朗読や音訳図書の作成など、新しい試みが進んできたと思います。その間に、担当の職員の方が何度も代わっています。私たちも、視覚障害者の方の読書のお手伝いについて、学び始めたところで、図書館の方も初めてだったので、最初から一緒に始めてきた経緯があります。担当業務に慣れたところに、職員の方が異動になってしまい、また、新しい職員の方が来て、皆さん一生懸命やってくださっているのですが、そのあたりの継続性がとても難しいと感じます。図書館の職員の方は、ハンディキャップ担当の業務だけではなくて、当然たくさんの仕事の分掌を持っていらっしゃるようで、すごくお忙しいそうです。こちらがお願いするのも心苦しいような感じのときがあります。今回、運営全体を見直すのでしたら、業務の分担についても、再度検討された方がいいのではないかと思います。

【会長】

できるだけ長く図書館に関われる司書の職員がいて、様々な業務に関して分かっていることが必要だと思っています。役所の中の人事異動はどうしても仕方がないのですが、そのあたりのサイクルをもう一度検討できるといいですね。できるだけ図書館のことが分かっている職員を、長く置いてもらうとか、あるいは異動した司書をもう一度図書館に戻してもらうとか、そういう仕組みがやっぱり必要だと思っています。

【事務局】

私が館長になって4年目なのですが、ここまでに6人の新人職員がおりました。その内の5名は、司書資格者であり、職員課も、司書を採用したら図書館に配属

という配慮をいただいていると思います。また、司書の資格を持って市役所に入っても、最初の配属が図書館でない職員も多数いますが、2度目、3度目の異動で図書館に初めてきたという司書の方もいます。そのあたりは職員課も考慮いただいていると考えております。

【事務局】

補足させていただきます。市全体の職員採用をお話しさせていただきますと、図書館の職員は、特に図書館職員のために採用ではなく、事務職員ということで採用させていただいて、その中でいろいろな資格を持っている職員がいるということです。組織は、それぞれもちろん専門性や習熟度が必要ですが、異動によって組織の活性化や業務の見直しとか、そういうメリットもありますので、やはり基本的には4、5年での異動というのが一般的な形となっております。ある程度、司書資格を持っている人を配属しているということは、職員課も配慮をしていると捉えています。

【委員】

個人個人のキャリアを考えても異動は必要だと思います。業務の引継ぎについて、さらに配慮していただくことなどによって、私たちの活動がよりよいものになっていけばと思います。

【委員】

採用に関してですが、司書資格を持っている人も持っていない人も、採用のときは、同じ条件で採用されるわけなのですね。専門職ではないのですね。

【事務局】

専門職という捉え方がなかなか難しく、例えば、福祉施設や保育施設ですと、保育士資格を持っている者がいなくてはいけないという縛りがあります。図書館は、司書資格を持った職員でなければできないという法的縛りはありません。しかし、より専門的な知識を持った職員を配置する、というのは基本的な考え方だと思っております。

【委員】

少し話がそれますが、学芸員はまた違うのですか。

【事務局】

学芸員も様々です。例えば、美術館の学芸員や、ふるさと文化財課にも学芸員がおります。そういうところの学芸員も異動するケースもありますし、やはり専門性上、長く同じ職場にいるという学芸員もおります。そういう意味では図書館司書の資格と、図書館の運営というのはなかなか難しい部分があると考えており

ます。

【委員】

学校図書館では学校司書の採用をしていますが、学校によってすごく差があったりするので、専門性を持ってやっていただきたいと思うところがあります。

【事務局】

役所の場合は、全く知らない部署に異動されますので、その部署の仕事を一から覚えてやっていくということになっております。図書館についても同様ですし、さらに司書資格を持っている職員であれば、そのベースができているというプラスアルファの部分があると考えております。職員の方が異動してしまって、ボランティアさんの方が長年活動されていると、事情もよくご存じで、そのような状況の中、一緒にやっていくという難しさもあろうかと思いますが、今回ご意見をいただきましたので、今後の図書館の運営について、改めて考えていきたいと思っております。

【会長】

やはり司書の資格を持っている人が図書館業務に関わる方が、より良いサービスができると、経験上そう思っています。自治体の中では、一般行政職で採用しているところが多くて、府中市も一般行政職で採用しています。異動が必ず出てくると思うのですが、司書の専門職で採用している自治体も幾つもあるわけですが、特に東京都、埼玉県、調布市がそうです。これは府中市の人事の問題に関わるわけですが、これからの時代を考えたときに、スペシャリストを養成していくという選択肢に、図書館はその中に入るのだらうと思っております。文部科学省の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の中で、司書を配置するということを行っています。そこを自治体としては、きちんと対応してもらいたいと思っています。

【委員】

私もそう思います。もちろん個人で勉強するということは大事なことであり、力を持っている方も当然いらっしゃると思うのですが、せっかく資格を取って勉強された方の場合というのが、これからは開かれていってもいいのではないかと思います。ある学校の校長先生が、ボランティアのことを、とても評価してくれたことがありました。若い先生方はいろいろやることがあって、本を読む時間がないようです。私たちボランティアとしては、学校司書の方に活躍してほしいし、時間数も増やして欲しいのですが、学校の中で図書は、緊急事項ではないようで、そうすると優先順位が低くなる感じがしてしまいます。今、専門性は分化している時代なので、専門職としてやっていただける方をしっかり採用していただきたいと思うのは、市図書館も学校図書館も同じ気持ちです。

【会長】

実際の場合には、ゼネラリストでどうにか回そうとしますが、スペシャリストが必要なところもあると思います。ただ、司書の資格を持っていればいい、とは思わないです。やはり、その地域が分かっている、その地域できちんと司書の仕事をやって、経験を積んで、育ててきた司書が重要だと思います。事業者の職員は多分5年で代って行くわけです。どんどん代わって行くような司書でいいのかわかる。その地域がわかる司書でないといけない、と私は思っています。

【委員】

司書のことでお聞きしたいのですが、委託先の事業者の司書は、どれぐらいの割合でしょうか。司書の割合については契約で決まっているのでしょうか。

【事務局】

要求水準の中で司書が50パーセントということになっておりますので、50パーセントはいます。人の配置についても、司書の人数が50パーセントを切らないかたちの異動となっていると考えております。今の事業者の中で、開館当初からいる職員も何人もおります。

【委員】

人事異動はお任せという格好になるのですか。

【事務局】

あまりに頻繁に異動があると、やはり、慣れない人がカウンターに出てトラブルになることもございますので、そのあたりは配慮をしていただくよう常々言っております。

【会長】

要求水準としては50パーセントなのですね。

【事務局】

要求水準として、事業者の中の司書は、50パーセント以上確保することと設定しているのですが、やはり人の異動はありますので、入ってくる時には必ず研修を受けて、基礎を学んだ上で仕事をするというようにしています。

【委員】

研修というのはどちらの研修ですか。

【事務局】

事業者側です。

【委員】

要求水準は50パーセントということで、それをクリアしているという話ですが、実際は80パーセントなのか、50パーセントぎりぎりクリアしているのか。

【事務局】

50パーセントはクリアしており、平成31年4月1日現在は57.4パーセントです。

【委員】

では、司書資格のある方とない方で業務的なところの違いはあるのですか。こういう仕事は、資格を持っているからやっていいとか、やってはいけないとか、そういうことはないですか。

【事務局】

要求水準では、司書資格がある職員がこれをやるという縛りはありません。それは市側も同様です。ただ、例えば、利用者から少し専門的なお話があったときには、そこにフォローに入るといことはあるかと思えます。別け隔てなくリーダーがいて、きちんと指導のもと行っています。

上記について

第4回府中市図書館協議会にて、答弁内容の訂正について報告し、了承されたため、次のとおり、訂正し記載します。

要求水準では、図書資料管理業務の中で、資料のデータ作成作業については、専門知識を要する業務と捉え、司書資格者の業務としています。しかし、市の中では、司書資格がある職員がこれをやるという縛りはありません。ただ、例えば、利用者から少し専門的なお話があったときにはそこにフォローに入るといことはあるかと思えます。別け隔てなくリーダーがいて、きちんと指導のもと行っています。

【委員】

要は資格よりも、実際の業務の中で、いかに事業者が職員を人材育成するか、ということが大事だということですね。

【会長】

せっかく議論が盛り上がってきているところではあるのですが、まだ議題がございしますので、次の議題のほうに入らせていただいて、また後でご質問を受けます。次に移らせていただいてよろしいでしょうか。

続きまして審議事項の(3)の市立図書館に係る年度経費比較について、事務局から説明をお願いします。

(事務局から説明)

【会長】

ありがとうございました。年度経費の比較表について、何かございますか。地区図書館を指定管理者にしたら、現在より経費がかかるというお話ですが、これに関してもう少し説明をお願いします。

【事務局】

地区図書館の部分でご説明をさせていただいた人件費につきましては、府中市の場合は嘱託職員と臨時職員とでの運営ということでございますので、経費が低く設定することができております。そこに民間事業者が入りますと、その分だけ経費がかさむということになってまいります。ほかの市の実例としましては、もともとは市の職員が直営でやっていることで、人件費がもともと高かった。それと比較して指定管理を入れた場合に経費の削減になったという実例はございません。

【委員】

中央図書館の場合はどうなのでしょう。中央図書館はPFIですが、PFIではなくて、もし指定管理者でやっていたらどうだったのでしょうか。そういう計算はされているのでしょうか。

【事務局】

指定管理者で運営する場合、どこまでの業務を委託するかによって、かなり金額に差が出てきてしまいます。現状では、参考金額を推測することは難しい状態でございます。

【委員】

資料4の表に、嘱託職員と正規職員、それから臨時職員の人数の記載をしていただけると、もう少し分かりやすかったと思います。なぜこのよう変化したのか、やはり人数が変わってきているからですね。地区図書館は正規職員がいなくて、嘱託職員だから代えられないのだ、ということも分かりやすくなるので、実際にどういう職員がどれぐらいの配置になっているか、ということを入件費のところか備考欄に記載していただけると、表が読みやすかったという気がします。

面積当たりで計算して、何パーセント増なのか、何パーセント減になるのかというのは、普通の感覚でいいのですか。実際には経費が増えている状態ですね。中央図書館は、46パーセント増という結果になっています。施設が大きくなっ

ているから、これは減なのだ、という説明を受けていますが、実際に払っているお金、使っているお金は増えているわけです。これをどう考えるのでしょうか。実際には、経費は増加したが、それがために、逆に効率は良くなっている、という説明ですね。

【事務局】

旧中央図書館は午後8時に閉館していました。今、ルミエール府中の中央図書館は午後10時までということで、実際問題として市の直営で午後10時までできるのかということもあり、単純な比較が難しいところです。26市で午後10時まで開館しているのは、指定管理の武蔵野プレイスを除き、府中市だけです。

【会長】

地区図書館の運営に関してですが、以前は正規職員が1人いたわけですが、今は嘱託職員あるいは臨時職員にしたことで、経費が安くなっているということです。本来的にそれでいいのかという問題はある気がします。ただ、指定管理にしたとしても、職員の待遇が良くなるとは限りませんので、その比較は必要だと思います。

【委員】

嘱託職員はどのような位置付けの身分なのですか。何年勤続されるのですか。

【事務局】

原則は1年更新ですが、実際としては継続されていて、かなり長い年数を働いている方が多いというのが現状です。業務としては、ほぼ正規職員と同じ内容を担っていただいています。

【委員】

地区図書館の場合、嘱託職員と臨時職員ということですが、地区図書館で異動ということはあるのですか。

【事務局】

嘱託職員に関しては、何年かに1度異動していただいています。別の地区図書館へ異動したり、中央図書館に異動したりします。中央図書館の嘱託職員が地区館に異動するということもあります。

【委員】

図書館以外のところに異動する、又は他の部署から異動してくる、ということはないのですか。

【事務局】

ありません。

【委員】

嘱託職員は1年更新ですが、実質的には長く続けていただいている方もいらっしゃる、というお話でしたが、私の大学の場合だと、3年ぐらいたったら嫌でも出なければいけません。そのあたりがどのようにクリアされているのかなと思いました。

【事務局】

嘱託職員は1年で更新をしているので、名目的に1年です。その先の保証はないのですが、実際としては更新を続けているので、10数年勤めていらっしゃる方もいます。

【会長】

やはり嘱託職員や臨時職員で運営をしていることについては、問題はあるかと思えます。責任を持って自治体がきちんと管理をしていった方がいいと思えます。

【委員】

補助資料「各手法を導入した場合のメリット・デメリット」の中央図書館の運営欄の直営の事業規模の欄です。「現在の事業規模から見て中央図書館を直営に戻すことは難しい」とありますが、理由についてお聞きしたいです。

【事務局】

午後10時までの開館を、超過勤務あるいは超遅番のようなシフトを組んで、職員に勤務させることが可能かなど、様々なことを考えますと、実現は困難ではないか、という意味合いで書かせていただいております。

【委員】

分かりました。そうすると、中央図書館の運営方式の現実の選択肢は、指定管理者制度かPFIの、2つに大体収束されると理解してよろしいですか。

【会長】

まだ、そこまでは判断できていません。

【委員】

いずれにしても、指定管理者制度をとったとした場合の費用を、何らかの数字として示していただけると、判断しやすいと思えます。

【委員】

やはり、費用だけ考えるのではなく、利用者にとって、市民にとって、どういう図書館がいいのかということを考えていく必要があると思います。また、さらにそういう部分の分かる資料があればありがたいなと思います。

【会長】

4 回目の会議で骨子的な部分を、資料としてお出しできたらと思っております。予定の時間を過ぎておりますので、全体で何かご質問がございますか。よろしいですか。それでは、次第4「その他」で、次回の開催について事務局の方からお願いします。

4. その他

(1) 次回開催について

【事務局】

次回開催につきましては、8月26日(月)とさせていただきます。場所は本日と同じく、府中駅北第二庁舎5階の会議室となります。お時間につきましては、後日お知らせいたします。開催通知や資料につきましては別途送付させていただきます。また、本日の会議録についてですが、この後、作成に入り、次回の会議までには皆様にお送りいたしますのでご確認いただけますようよろしくお願いいたします。

【会長】

お時間に関しては改めてということになりますが、万事お繰り合わせの上、よろしく願いいたします。それでは、令和元年度第3回府中市図書館協議会を終了させていただきます。本当にありがとうございました。